

第2次枚方市環境基本計画令和元年度事業計画進捗管理一覽

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1	学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)事業	市内の小中学校・幼稚園において、環境保全の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用した市独自の学校版環境マネジメントシステムを運用します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境保全の取り組み件数340件	S-EMSの運用	すべての教職員が環境保全についての認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育に生かすため、学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)に取り組んだ。学校園での環境保全の取り組み件数は、328件であった。	△	S-EMSの運用を活かし、各学校園での環境保全活動の更なる拡大を図る。また、来年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、設定する。
2	保育所等への環境出前学習の実施	市内の保育所(園)、幼稚園における環境出前学習を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境出前学習の実施回数45回	・環境出前学習の実施 ・環境教育・環境学習プログラムの普及	「幼児のための体験型環境学習プログラム」として、市民や市職員が講師となり市内保育所・園・幼稚園で42回の環境出前授業を実施した。参加園児は、延べ4792人。 内訳は、バクカー車体験25回、バクカー車体験とエコレンジャーショー3回、エコの話とエコレンジャーショー4回、はがき作り9回、エコ免許1回。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末の実施件数が減少傾向にあった。また、来年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、設定する。
3	環境副読本の作成	小学校高学年を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成・活用します。	環境政策室 (環境保全担当)	市内の4年生へ100%配布	環境副読本の発行・配布	市内の新4年生に100%配布 発行部数4,350部(そのうち市内小学校新4年生向けに3,935部を配布)	○	授業で活用しやすいよう、教員向けの「環境副読本」活用のための指導教本の作成を検討していく。
4	「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成	「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、小学校での配布を通じて子どもと家族のエコライフの実践を促進します。	環境政策室 (環境保全担当)	つうしんぼの参加者数2,000人	ひらかたエコライフつうしんぼの作成・配布・回収	市内小学校17校、うち申し込み部数2,768部、提出部数2,098部。	○	引き続きひらかたエコライフつうしんぼに取り組んでもらえるように、各小学校に参加を呼びかける。
5	教職員環境教育関係研修事業	教職員に対して、環境教育関係研修を実施することにより、学校での環境教育の充実を図ります。	教育研修課	研修の実施回数2回	環境教育関係研修の実施	・野外活動センターでの自然体験研修 ・フィールドワーク研修「わたしたちのまち枚方を知る」	○	継続して、環境教育に取り組んでいく。
6	市民向け環境講座の実施	環境情報コーナーにおいて、環境団体による講座の充実を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	環境講座の開催回数20回	環境講座の開催	環境ウォーキング(2回、36名参加) 環境ティールーム(7回、47名参加) 環境ミニ講座(7回、142名参加) 自然エネルギー学校(3回、113名参加) くらわんか塾(5回、24名参加) マイゴージャ説明会(9回、126名参加)	○	引き続き環境講座を開催していく。
7	環境マネジメントシステム(H-EMS)の運用	環境保全活動の一層の推進と事務の効率化を図るため、本市の環境施策全体を管理する枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)を運用します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムを運用し、環境保全の取り組みを推進した。環境行政推進本部幹事会(6/5)、本部会議(6/10)開催し、令和元年度の目標を設定した。環境審議会平成30年度の環境保全の取り組みの実績と令和元年度の目標報告(8/5)	○	市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)に基づき、環境保全の取り組みを進めていく。
8	グリーン購入の推進	「グリーン購入推進指針」に基づき、環境に配慮した物品の購入を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	グリーン購入率95%	グリーン購入の推進	グリーン購入率95.7%	○	引き続きグリーン購入指針の周知を図り、職員の意識付けを行う。
9	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	みち・みどり室	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	・再生材の利用率100% ・再資源化率100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
10	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	道路河川整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	○	再生材利用率100%、再資源化率100%、環境配慮型建設機械の使用率100%を推進する。
11	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	施設整備室	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	左記取り組みに該当する全ての工事において、砕石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った。	○	工事発注時において、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
12	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	浄水課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	全ての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書(設計書)を作成し ・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
13	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	上水道工務課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	すべての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書(設計書)の作成を行い、環境保全対策に努めました。 目標・基準の達成(100%)	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
14	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	上水道保全課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	工事発注の際、特記仕様書等において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
15	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	汚水整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和元年度の全ての対象工事発注の際に特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
16	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	雨水整備課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和元年度の対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
17	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	下水道施設維持課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	令和元年度の全ての対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。
18	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	まなび舎整備室 施設管理課	・再生材利用率100% ・再資源化率 100% ・環境配慮型建設機械の使用率100%	・再生材の利用 ・再資源化 ・環境配慮型建設機械の使用	再生材の利用、再資源化、環境配慮型建設機械の使用を促進した。	○	今後も特記仕様書や図面に明記して推進していく。
19	電子決裁システムによる文書事務	電子決裁機能を備えた文書管理システムを利用して公文書の作成、保存、廃棄を行うことにより、公文書の紙から電子データの変換を進めます。	コンプライアンス推進課	事務事業全般におけるペーパーレス化	電子決裁システムによる公文書の作成、保存、廃棄	電子決裁システムを導入することで、OA用紙使用量の減少につながった。	○	電子ファイルで添付された回議書の参考資料が、紙でも回付される等の状況が見られることから、同システムの効果的な運用について、周知を図る。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
20	環境表彰の実施	環境保全活動を実施している市民・事業者を対象に環境表彰を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	環境表彰の実施	環境表彰の実施	枚方市環境表彰 2件 学校園環境表彰 10件	○	今後も環境への意識を高めることを目的として、継続して実施していく。
21	NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援	市民・事業者の環境保全の取り組みを促進するため、中間支援組織であるNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議に対して支援を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	連携・協力した事業の実施	・活動の支援 ・連携・協力した事業の実施 ・補助金の交付	連携・協力事業の実施 ・温暖化対策事業 ・ひらかたエコフォーラム開催事業 ・環境講座開講事業 ・中間支援事業	○	ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者の環境活動の拡大に欠かせない組織であり、今後も自立化に向けた財源確保の努力を促すと共に必要な支援を行う。
22	枚方市地球温暖化対策協議会事業	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など)	・温暖化対策セミナーの開催(34社(総会)、23社(セミナー)) ・打ち水大作戦(18社) ・エコ通勤の実施(25社) ・省エネイベント「環境広場」の実施 ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間59社、12月地球温暖化防止月間59社)	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
23	住工共生環境対策支援事業	中小企業者が騒音、振動若しくは臭気を防止し、若しくは軽減するための設備を新規に購入し、若しくは改修し、又は建物を改修する等した場合に、その経費の一部を補助します。	商工振興課	補助金交付件数:1件	制度の周知及び補助金申請の受付、審査、交付	補助金交付件数:0件	×	事業の周知を図りながら、ニーズの把握を行い、そのニーズにあった制度への改定を検討する。
24	建築物省エネ法の運用	建築物省エネ法を適切に運用することにより、建築物のエネルギー性能向上に寄与します。	開発審査課	・届出の審査 ・基準に基づく認定、適合性判定	・届出の審査 ・基準に基づく認定、適合性判定	90件の届出があり、基準に適合しないものについては適合するように協議・指導を行いました。(認定及び適合判定については案件なし)	○	引き続き適正に審査を行い、基準に適合しないものについては協議・指導・命令することで、適合化を推進します。
25	「ひらかたの環境(環境白書)」の発行	環境の現況や施策・事業の実施状況をまとめて、環境白書を発行します。	環境政策室 (環境保全担当)	・環境白書の発行 ・ホームページへの掲載	環境白書の編集・発行	令和元年版「ひらかたの環境(環境白書)」を発行し、ホームページにも掲載することで本市の環境の現況や、環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等を市民・事業者等に周知した。	○	白書の記載内容や構成について見直しを行い、より解りやすく見やすい書面作りを目指す。
26	「エコカレンダー」の発行	わかりやすい環境情報冊子として、毎年度エコカレンダーを発行し、配布します。	環境政策室 (環境保全担当)	エコカレンダーの配布 1900部	エコカレンダーの発行・配布	市役所受付、支所や生涯学習市民センターを中心として、一般配布に加え、全小学校新4～6年生及び全中学校新1年生の全クラス、留守家庭児童会、幼稚園(7園)に配布した。 ・発行部数1,900部 ・表紙に環境ポスターコンクールの受賞作品を掲載した。	○	より多くの市民・事業者等に環境情報をわかりやすく伝えるため、掲載記事の内容を精査する。
27	環境情報コーナーの運用	サブリ村野の「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して市の環境保全への取り組みを情報発信するとともに、環境講座の開催や省エネナビの貸し出し、エコドライブ体験などを行います。	環境政策室 (環境保全担当)	・環境講座の開催 ・エコドライブ体験の実施	・環境講座の開催 ・エコドライブ体験の実施	・エコドライブシミュレーターの使用回数(113回) ・省エネナビの貸出し(8台)	○	利用者増加を図るため、PR・工夫が必要である。
28	エコライフコーナーの充実	中央図書館の「エコライフコーナー」の充実を図ります。	中央図書館	エコライフコーナーの充実	エコライフコーナーの充実	・コーナー特集冊数 472冊 ・貸出冊数 平成30年度 1,050冊 令和元年度 948冊	○	新型コロナウイルス感染症対策の関係でサービスを縮小したため全体の貸出冊数は減少しているが、各月の貸出冊数は昨年度と同様程度であった。引き続きエコライフ関連の本の充実を継続する。
29	温暖化対策に関するポータルサイトの作成による情報発信	ホームページにおいて、地球温暖化に資する様々な情報を集約したポータルサイトを通じて、情報発信を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	ポータルサイトの運営・管理	ポータルサイトの充実	平成31年3月にポータルサイトを公開し、情報発信を行った。	○	最新情報への更新を行うとともに、利用に向けた周知を図る。
30	エコライフ推進事業	NPOや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に取り組みます。	環境政策室 (環境保全担当)	各啓発事業の実施	・エフエムひらかた環境定期便の放送 ・エコライフキャンペーンの実施 ・ライトダウンキャンペーンの実施 ・環境啓発イベント(エコ宣言等)の開催	・環境定期便で環境関連の情報を提供 ・ひらかた夏のエコライフキャンペーンの実施 ・ひらかたライトダウン2019の実施 ・ひらかた冬もエコライフキャンペーンの実施 ・エコフォーラムの実施:参加者数368人	○	引き続き多様なアプローチで市民のエコライフを推進する。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
31	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、平成14年度より王仁公園プールでは使用料の割引適用を推進しています。	環境政策室 (環境保全担当)	・市民団体等と連携した啓発事業の実施 ・避暑空間の設定	・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、省エネコンテストの実施 ・避暑空間の実施 ・王仁公園プールの利用促進	「省エネコンテスト」にかわるものとして、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と「ひらかたみんなでエコ宣言」に取り組んだ。エコ宣言に参加した市民は804人であった。 家庭での電力使用量を見える化する省エネナビを環境情報コーナーで市民に貸し出し、節電の取り組みを行った。 避暑空間として、市民に図書館や生涯学習センターなど(34施設)の利用を呼び掛けた。	○	啓発行動による意識の変化を確認するため、継続してエコ宣言に取り組む。 節電行動を促進するため、環境情報コーナーで、省エネナビの貸し出しやエコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症防止対策により、避暑空間の設定については中止する。
32	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、平成14年度より王仁公園プールでは使用料の割引適用を推進しています。	みち・みどり室	・市民団体等と連携した啓発事業の実施 ・避暑空間の設定	・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、省エネコンテストの実施 ・避暑空間の実施 ・王仁公園プールの利用促進	王仁公園プール入場者数:55,886人	○	市民団体等と連携した啓発事業を実施していく。 なお、新型コロナウイルス感染症防止対策により、王仁公園プールの利用については中止予定。
33	COOL CHOICE普及啓発推進事業	家庭部門の温室効果ガスの削減に向けて、国民運動「COOL CHOICE」を地域の幅広い世代に対して呼びかけ、賛同と実践の輪を広げ、ライフスタイルを見直すきっかけを創出します。	環境政策室 (環境保全担当)	COOL CHOICEの普及・啓発	・市の取り組みや「COOL CHOICE」の考え方を周知 ・「COOL CHOICE」の賛同呼びかけ	・駅貼り広告やバス車内広告、広報ひらかた11月号へのチラシの同封など、COOL CHOICEの考え方や具体的な取り組みなどを周知。 ・各種イベント等でCOOL CHOICEへの賛同登録を呼びかけ、1642人の賛同を得ることができた。	○	地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、引き続きCOOL CHOICEの取り組みの普及啓発を行う。
34	枚方市地球温暖化対策協議会事業(再掲)	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	枚方市地球温暖化対策協議会の事業の実施	・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など)	・温暖化対策セミナーの開催(34社(総会)、23社(セミナー)) ・打ち水大作戦(18社) ・エコ通勤の実施(25社) ・省エネイベント「環境広場」の実施 ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間59社、12月地球温暖化防止月間59社)	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
35	地球温暖化防止庁内対策事業	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などにに基づき、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組めます。	環境政策室 (環境保全担当)	エコオフィスの取り組みを実施し、H25年度基準でエネルギー消費原単位7.7%削減	・枚方市役所CO2削減プランなどに基づく取り組み ・省エネ法、温対法などに基づく報告等	H25年度基準でエネルギー消費原単位7.9%削減	○	職員一人ひとりのエコオフィスに対する取り組みの推進と周知を図り、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組む。
36	環境にやさしい公用バイク導入事業	環境にやさしい電動バイクを活用します。	総務管理室	電動バイクの活用	電動バイクの活用	電動バイク15台運用。 平成31年度の全台数の走行距離が17,953kmとなった。	○	今後も電動バイクの活用を継続していく。
37	道路照明灯LED化事業	消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、道路照明灯をリース方式によりLEDに交換します。	みち・みどり室	リース方式により道路照明灯をLED化	道路照明(LED)の維持管理	道路照明(LED)の維持管理。	○	概ね、道路照明灯のLED化を完了している。 但し、残存のデザイン灯については、LED化は非常に困難であり、交換については、検討が必要である。
38	再生可能エネルギー導入等推進事業	低炭素社会の実現に向けて、新設や既存の公共施設への太陽光発電システム等の導入を進めるとともに、市の太陽光発電システム等を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	公共施設への太陽光発電システム等の導入	・公共施設への太陽光発電システム等の導入の検討 ・市の太陽光発電システム等(枚方ソラバ等)を活用した環境保全の普及啓発	枚方市立香里ヶ丘図書館に太陽光発電設備を設置、香里小学校にソーラー街路灯を設置し令和2年より運用を開始。 淀川衛生工場の敷地内の大型太陽光発電設備「枚方ソラバ」の運用、見学会の実施。 ・社会見学・視察等 3回、57名。	○	公共施設への太陽光発電の導入を図るとともに、「枚方ソラバ」の施設見学を通して、再生可能エネルギーへの関心を高める。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
39	緑のカーテン事業	緑のカーテンモニターやコンテストを実施することにより、緑のカーテンの普及を推進します。	環境政策室 (環境保全担当)	・モニター参加者数150人 ・コンテスト応募者数75人	・モニターの実施 ・コンテストの実施	緑のカーテンモニターの募集を行い、参加者数は168人、コンテスト参加者は115名。 また、コンテストの募集を行い、11月3日に表彰式を開催した。団体部門で4件、個人部門で3件を表彰した。 保育所や小学校等の市関係施設にゴーヤの苗を配布することで、緑のカーテンの普及啓発を図った。 環境副読本に緑のカーテンのコーナーを設け、各家庭での取り組みのきっかけづくりを図った。	○	ホームページなどで入賞者だけでなく、コンテスト参加者のユニークな取り組みを紹介するなど緑のカーテンの取り組みをPRし、緑のカーテンの取り組みを広げる。
40	暑気対策事業	各種イベント等での打ち水など、水による冷却効果の活用に取り組みます。	環境政策室 (環境保全担当)	打ち水の実施回数5回	打ち水の実施	・8/7、8/22日に市内各所で打ち水大作戦を実施。 ・8/2に「クールダウン・枚方～みんなで打ち水大作戦～」を保育所・民間企業約110人の協力により実施。 ・7月、8月の五六市で打ち水を実施。 ・打ち水の実施回数計5回	○	引き続き暑気対策・地球温暖化防止に向けた普及・啓発として打ち水等を実施する。
41	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	教育指導課	緑のカーテンの実施校数63校	緑のカーテンの実施	緑のカーテンの実施校数63校	○	緑のカーテンの実施校数63校(目標値の維持)
42	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	まなび舎整備室 施設管理課	緑のカーテンの維持管理校数 63校	緑のカーテンの維持管理	対象校63校に対し、維持管理も含めて全校実施	○	PFI事業の委託工期以降の管理方針について、意思決定する必要がある。
43	防災啓発事業	市民の防災意識を高めるため、非常時持ち出し品の確保など防災知識の普及を図るとともに、防災マップなどによる防災情報の共有化を進めます。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・非常時持ち出し品の確保や避難行動の事前確認など防災意識啓発の実施 ・市内の各種イベントを活用した防災備蓄品の展示など防災ブースの出展	枚方市の防災体制等に関する防災出前講座の実施(35回)、市内の各種イベントへ防災ブースを出展(7回)することで、防災意識の啓発を行った。	○	防災出前講座の内容充実
44	自主防災組織強化支援事業	地域の防災力向上を図るため、自主防災訓練への支援を行うとともに、校区の防災活動を推進する地域の人材である地域防災推進員の育成・継続的な支援を図る。	危機管理室	ゲリラ豪雨とヒートアイランド現象の関連性について知識を深めてもらうよう、啓発活動を推進する。	・自主防災訓練への技術支援のほか、訓練実施や防災資機材・備蓄品の整備などを実施 ・地域防災推進員の育成に向けた実技指導や講義形態の研修の実施	各校区自主防災組織の訓練実施支援(65回)及び地域防災推進員育成研修会の実施(修了者65名)	○	自主防災訓練の内容について、実働型の訓練が各校区で実施されるよう、支援を実施。
45	災害等通報システム導入事業	市民と行政の協働により安全・安心で住みやすいまちづくりのため、災害時の被害報告や地域課題について、迅速・正確に通報できる仕組みを導入します。	広聴相談課	災害等通報システムの試行運用及び効果検証	・関係部署と調整を行い、6ヶ月程度の試行運用を実施 ・試行運用結果を取りまとめ、本格導入に向けた調整を図る	アプリのインストール作業が煩わしく、通報件数は20件と少なかったが、写真や位置情報を通報することで、効率よく状況把握が可能となることや通報手段の拡充により市民の利便性向上が図れることから、システム導入の有用性は高いことがわかった。	○	令和2年度は、「LINE公式アカウント」の機能のひとつとして、市民からの通報受付を実施することとなった。
46	ため池ハザードマップ作成事業	近年台風や地震の影響により、各地でため池が決壊し、多大な災害が発生していることから、水防法に基づき指定された水防ため池に関するハザードマップを作成します。	農業振興課	ため池ハザードマップの作成	ため池ハザードマップ作成の推進	16の水防ため池のうち、10のため池ハザードマップを作成	○	令和2年度に、残り6の水防ため池のハザードマップを作成予定。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
47	フロン類の適正管理の啓発	フロン類の適正管理を推進するため大阪府と連携し、啓発活動を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	啓発活動の実施	パンフレットの配布など啓発活動の実施	管理に関するパンフレットを設置した。	○	引き続き啓発活動を実施する。
48	森林ボランティア育成事業	① 里山などの自然空間を保全し、自然の大切さを発信するため、森林保全等に関する講座等を開講し、里山保全活動を行うボランティアを育成します。 ② 里山保全のボランティア活動団体のリーダーとなり得る人材を育成し、新たな里山ボランティア活動団体の設立や里山保全の維持管理面積を増加させることを目的とし、森林スペシャリストの講座を開催し、スペシャリストを育成します。	みち・みどり室	①講座回数6回 ②講座回数11回	森林ボランティア育成・森林スペシャリスト育成に向けた講座の開催及び講座に関する周知・啓発	①講座回数 6回 修了者17名 ②講座回数 11回 修了者4名	○	引き続き育成に向けた講座の開催や、講座に関する周知啓発を実施する。 なお、令和2年度目標については、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、設定する。
49	里山保全活動	里山保全活動団体に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	みち・みどり室	交付申請団体数6団体	補助金の交付	交付申請団体数6団体	○	引き続き里山保全活動団体の活動の支援を行うため、補助金を交付する。
50	里山保全推進事業	第二京阪道路以東の東部地域の里山を、市民全体の貴重な財産として保全継承していくため、里山保全計画に基づき、市民、地権者等、本市の里山保全に関する取り組みを進めます。	みち・みどり室	森づくり委員会、意見交換会の実施 里山保全の情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会の開催 ・里山保全活動団体との意見交換会の開催 ・大阪府森林整備関係事業の調整 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会を各2回開催。 ・里山保全活動団体との意見交換会を2回開催 ・大阪府森林整備関係事業の調整(森づくり委員会にて報告) ・関連イベント等による普及啓発、情報発信(収穫の秋・穂谷、環境フェスタ、ふれあい土木展)	○	引き続き森づくり委員会や里山保全活動団体との意見交換会を開催し、里山保全に関する取り組みを進める。
51	ナラ枯れ対策事業	津田地域・氷室地域の樹林地に発生したナラ枯れの原因となる病害虫の駆除を行い、被害の拡大防止を図ります。	みち・みどり室	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ被害の報告がなく、実施せず。	○	ナラ枯れが発生した場合は直営による対策を行う。
52	特定外来生物の防除	特定外来生物(アライグマ)の防除を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	特定外来生物の防除	・特定外来生物の駆除の実施 ・業者への委託	・大阪府アライグマ防除実施計画に基づく措置実績 ○アライグマ 66頭	○	さらなるアライグマの防除に向けて、捕獲器貸出制度の周知を図る。
53	自然保護啓発事業	都市に残された自然環境や市域に生息する動植物を守るため、自然観察会や講演会の開催等により、自然保護の啓発を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	自然保護啓発イベントの実施回数8回	①自然観察会の開催 ②自然保護や生物多様性に関する講演会の開催	○自然観察会の実施 ・水辺の楽校(7/20)61名 ・セミの抜け殻調査(8/3)50名 ・葉っぱの観察と工作(8/21)16名 ・山田池昆虫教室(8/17)44名 ・秋の自然観察会(11/16)15名 ○自然保護を考える講演会(1/25)58名	○	例年参加される市民もあり、定着しているが、市民への周知方法を工夫し、新規の参加人数を増やしていく。また、安心して利用してもらえるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。
54	学校ビオトープ池整備事業	身近な自然や生き物とのふれあいなどを通して、環境教育を推進します。	教育指導課	ビオトープ池の活用校数15校	ビオトープ池の活用	ビオトープ池の活用校数13校 (平成30年8月中宮小学校、令和元年8月川越小学校において、施設の老朽化により修繕が不可能となった。)	○	引き続き、ビオトープ池の維持管理を適切に行い、児童・生徒が身近に生き物と触れ合うことにより環境教育を推進していく。
55	景観水路維持管理事業	景観水路を利用して、多くの市民にやすらぎと憩いの場を提供します。	下水道施設維持課	景観水路の維持管理	景観水路の維持管理	日常管理、樹木管理、水質管理、水路清掃等を直営及び委託業務によりおこない、景観水路の適切な維持管理に努めた。	○	景観機能を考慮した適切な維持管理に努めるが、労務単価等の上昇など、委託費用に対する影響が課題である。
56	野外活動センター活性化事業	野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図る。また、野外活動センターを効率的かつ効果的に運営するため、センター内の各施設の利用実績等を分析し、利用者ニーズに即した施設の最適化を進める。	スポーツ振興課	野外活動センターを利用する小学校数45校	学校キャンプ支援事業等の実施	15校(昨年度は、22校) (2月～3月に3校の予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。)	×	今後については、小学校に呼びかけを積極的に起こってより多くの小学校に来てもらうようにする。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
57	プレーパーク推進事業	香里ヶ丘地区にてUR都市機構との包括連携事業として、桑ヶ谷公園隣接の緑地の移管を受けUR都市機構及び市民団体との協働によりプレーパークを試行実施します。 連携事業としてプレーパークを運営し、実績等を見極めながら運営主体を市民団体に移行していきます。	みち・みどり室	緑地の利活用とともにプレーパーク実施の環境づくりをサポートしていく	プレーパークの運営実績のある市民団体に委託し、本格実施	桑ヶ谷の緑地において、月に1回の頻度でプレーパークを実施した。1回あたり3時間で20~100人程度の子どもが参加した。	○	令和2年度においても、プレーパークの運営実績のある市民団体に運営を委託し、プレーパークの実施に対して支援を行う。
58	都市公園等維持管理事業	都市公園・小規模公園の剪定等を行うなど、維持管理を適正に実施します	みち・みどり室	公園等の維持管理を適正に行う。	都市公園等を健全に維持管理することにより、安心して利用できる市民の憩いの場を提供するとともに良好な景観・環境を創出する。	都市公園等を健全に維持管理することにより、安心して利用できる市民の憩いの場を提供するとともに良好な景観・環境を創出する。	○	引き続き都市公園等の維持管理を行い、市民に憩いの場所を提供する。
59	市道緑化推進事業	まちなかの緑地空間を創出するため、市道における街路樹の整備や適正な維持管理を行います。	道路河川管理課 道路河川整備課 みち・みどり室	・適正な維持管理に努める	・都市計画道路(枚方長尾線・御殿山小倉線・中振交野線、長尾杉線)における街路樹の整備推進 ・整備済みの街路樹の維持管理	整備済みの街路樹については、剪定、除草を実施。	○	引き続き都市計画道路における街路樹の整備を推進するとともに、整備済みの街路樹については適切な維持管理を行う。
60	緑化推進事業	平成28年3月に策定した「枚方市みどりの基本計画」に基づき、多様な主体と連携を図りながら、まちなか緑化を推進します。	みち・みどり室	各種緑化推進事業の実施	・市立の小中学校、保育所等へ花の種子、球根、資材等を配付する花いっぱい運動の実施 ・緑化フェスティバルやみどりの講習会の開催 ・緑化を行う地域等への樹木の配付や、新生児の誕生を記念して苗木の配付 ・広場づくりなど花と緑の拠点づくりへの支援 ・花壇整備や屋上緑化、生垣の緑化などへの支援	・9月と3月の年2回申し込みのあった小学校31校・中学校9校・幼稚園7園・保育所16カ所、計63箇所に配布した。 ・緑化フェスティバルを5月11・12日に開催。来場者数約4000名。みどりの講習会を11月9日に開催。参加者数約80名。 ・広場づくりなど花と緑の拠点づくりについて、1件申請があり、阪今池公園に花壇の整備を行った。 ・施設緑化事業として、生垣緑化や駐車場緑化で2件の民地緑化の支援を行った。	○	引き続き、計画に基づいた事業を実施し、多様な主体と連携を図りながら、まちなかの緑化を推進する。
61	景観形成推進事業	市民にやすらぎやうるおいを与える良好な景観を推進し、農空間の保全を図ることを目的に、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付に対して補助を行います。	農業振興課	景観形成作物作付面積35,000㎡	・コスモスやひまわりなどの景観形成作物作付面積35,000㎡	景観形成作物作付面積35,411㎡	○	補助制度の見直しを進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
62	公園整備事業	市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、まちなかの公園整備を進めます。	みち・みどり室	用地取得	①駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽 ②中振中央公園の用地買収	①駅前花壇や公園等で草花の花木栽培を実施 ②今年度は用地買収申し出がないため実施せず	○	引き続き駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽を行う。
63	香里ヶ丘中央公園改修事業	香里ヶ丘中央図書館の建替えと合わせ、本公園の改修工事により香里団地センター地区の拠点にふさわしい機能を確保し、地域の更なる賑わいを図ります。	みち・みどり室	一体的整備による地域活性化の推進	整備工事完了(駐車場拡張工事・歩行コース整備・みどりの広場整備等)	歩行コース整備・みどりの広場整備等の整備工事を完了した。	○	令和2年度に駐車場拡張工事等を実施し、香ヶ丘中央公園の改修事業を完了する。
64	みどりのプラットホーム設置・運営事業	多様な主体が一堂に会し、まちなか緑化等について互いのニーズや課題を共有するとともに、緑化推進等に繋がる取り組みを企画し実践する場として「みどりのプラットホーム」を設置・運営します。	みち・みどり室	みどりのプラットホームのメンバーが実施する催し回数6回	・プラットホームによる催しの企画・実践・振り返り ・プラットホームの設置	みどりのプラットホームの設置を行った。また、プラットホームメンバーが実施した催し5回、先進事例視察1回(泉州)、ワークショップ等を実施した。	○	令和2年度より自立運営を開始となり、みどりのプラットホームの活動を維持させていくため、有効な情報の共有等を図っていくとともに、発展性のある組織づくりのための人材育成等の課題に対して検討していく。
65	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	教育指導課	芝生の活用校数64校	芝生の活用	芝生の活用校数63校	○	引き続き、芝生を効果的に活用した環境学習を実施し、児童・生徒の環境意識を高めていく。 (令和元年度は第三中学校は新校舎の建設によりPFI事業の委託対象外となった。)
66	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	まなび舎整備室 施設管理課	芝生の維持管理校数63校	PFI事業による芝生の維持管理(第三中学除く)	対象校63校に対し、維持管理も含めて全校実施	○	PFI事業の委託工期以降の管理方針について、意思決定する必要がある。
67	緩衝緑地帯整備事業	緩衝緑地帯の一部用地を公園として整備し、隣接する伊加賀西町南公園と一体として活用を図ります。	淀川衛生事業所 みち・みどり室	緩衝緑地帯の利活用	・実施設計委託の実施 ・公園拡張工事の実施	実施設計委託を実施した。 実施に向けて協議・調整を行った。	○	令和2年度においても公園拡張工事を実施。令和3年度は土木部の所管とする。
68	地産地消推進事業	地産地消を促進し地域農業の振興を図るとともに、児童の食育教育を推進するため、学校給食にエコレンゲ米や野菜など地元農産物を供給します。また、農業者団体(市内直販団体)による自家生産の農産物を市民へ直接対面販売する「ふれあい朝市」の開催を支援します。	農業振興課	・学校給食に使用する市内農産物の品目数(米・野菜)15品目 ・ふれあい朝市の開催回数740回	・学校給食に対し農薬・化学肥料を通常の半分以下、または全く使わず栽培された大阪エコ農産物の野菜や米などの地元農産物の供給。また米の供給については、環境にやさしいエコレンゲ米の活用促進 ・農業者団体(市内直販団体)による「ふれあい朝市」の開催の支援	・(令和元年度実績)給食に使用する市内農産物の品目数(米1品目・野菜20品目)計21品目 ・ふれあい朝市の開催回数722回	△	・食育を通じて地産地消の促進を継続します。 ・補助制度の見直しを進めます。
69	エコ農産物普及促進事業	環境にやさしい農産物の普及拡大が図れるよう、レンゲを有機肥料として活用することで化学肥料を抑える「エコレンゲ米」の栽培のために生産者が購入するレンゲ種子費用に対する補助を行います。また、農業の使用回数、化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培された農産物を大阪府が認証する「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大を図ります。	農業振興課	・レンゲ播種面積65ha ・景観形成作物作付面積3.5ha ・エコ農産物認証申請認証面積45ha	・「エコレンゲ米」の普及に向けたレンゲ種子の購入費用の補助 ・「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大	・レンゲ播種面積61ha ・景観形成作物作付面積3.5ha ・エコ農産物認証申請栽培面積56ha	△	・レンゲ播種面積が目標値に到達できるように周知を行います。 ・補助制度の見直しを進めます。
70	新規就農者育成事業	就農初期における農業経営安定化支援、就農後の支援、農地確保・集積支援を図ります。	農業振興課	・新規就農者の確保	・認定新規就農者が行う設備投資等に対し補助金を交付する「新規就農者経営安定化支援事業」の実施 ・サポート協議会の設置、専門知識・技能を有するサポーターの派遣、担い手農業者組織の設立支援など「就農後サポート支援」の実施 ・認定新規就農者への農地貸借に対し地主に奨励金を交付する「新規就農者農地集積	・「新規就農者経営安定化支援事業」については4人に実施した ・「就農後サポート支援」として新規就農者4人にサポーターの派遣を行った ・「新規就農者農地集積支援事業」を利用して新規就農者に対して4,402㎡の利用権の設定を行った。	○	・引き続き新規就農者に対して支援を継続します。 ・補助制度の見直しを進めます。
71	農業体験拡充事業	「農」とふれあい、農業への理解を促進するため、小学生が植え付けから収穫、農産物の調理・加工、試食までを体験する食農体験学習の支援を行います。また、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫するなどの体験ができる「ふれあいツアー」を開催します。	農業振興課	小学生食農体験学習の実施 ふれあいツアー18回開催	・小学生食農体験学習の実施 ・「ふれあいツアー」の開催	・小学生食農体験学習の実施校数13校 ・ふれあいツアー18回開催 参加者数2,655人	○	・多くの方が参加できるよう実施方法の見直しなどを検討します。また、来年度については、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、実施を検討します。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
72	建築協定・まちづくり支援事業	建築協定を締結しようとする住民組織に対する支援を行うことで、それぞれの地域にふさわしいまちなみ形成を推進します。	住宅まちづくり課	建築協定締結への支援	・建築協定締結補助金の交付 ・職員による出前講座	・建築協定の地区数37地区 ・機関紙を発行 ・出前講座を開催	○	・建築協定地区住民の高齢化 ・抜け地や隣接地の増加 ・建築協定地区住民への建築協定制度的理解の促進
73	地区計画制度の運用	地区計画により良好なまち並みの形成や保全を行います。	都市計画課	地区計画制度の運用	届出の審査、催告	届出31件	○	引き続き制度の運用を行う。
74	枚方市道路長寿命化計画事業	道路施設の長寿命化を図ることを目的として、道路長寿命化修繕計画を策定し、効率的・効果的で持続可能な道路施設の維持管理を促進します。	道路河川管理課 みち・みどり室	・枚方市道路長寿命化修繕計画の推進	・トンネル及び大型構造物の個別施設計画の策定 ・道路施設の計画的な点検・修繕	・トンネル及び大型構造物の個別施設計画の策定 ・道路施設の計画的な点検・修繕 ・年2回(6月・12月)、道路パトロールを行った。	○	計画の実行、計画の見直しを行う。
75	幹線道路整備事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境確保するため、市域中心部と東部地域を結ぶ枚方藤阪線や市域北部の東西幹線道路である牧野長尾線、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線、市域南部の東西幹線道路である中振交野線のほか、市東部地域の地域補助幹線道路である長尾杉線等の整備を進めます。	道路河川整備課	・事業推進	①・牧野長尾線の用地再取得(公社)、道路整備工事、JR学研都市線立体交差部工事(JR施工) ②・中振交野線の用地交渉、用地再取得(公社)、道路整備工事 ③・御殿山小倉線の用地再取得(公社) ④・長尾杉線の用地先行取得、用地再取得(公社)	①～④の各路線について、用地交渉、道路整備工事、詳細設計、用地再取得を実施した。	○	引き続き、道路整備工事を進めていく。
76	京阪本線連続立体交差事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を整えるため、枚方公園駅付近～香里園駅付近の連続立体交差を進め、都市交通の円滑化と分断されていた市街地の一体化を図ります。	連続立体交差推進室	事業の推進	・用地取得	・用地取得作業の実施	○	・用地取得作業の推進
77	光善寺駅周辺市街地再開発事業	京阪本線連続立体交差事業にあわせて、駅前交通広場、都市計画道路を整備するとともに、光善寺駅前の良好な居住環境を形成し商業など都市機能の集積を図ります。	連続立体交差推進室	事業の推進	・組合設立認可 ・施設建築物等設計	・組合設立認可(R1.8.15) ・施設建築物等設計に着手	○	・権利変換計画の作成・認可
78	京阪電鉄樟葉駅前ロータリー渋滞解消整備計画策定・推進事業	朝夕の通勤、通学の時間帯の樟葉駅前ロータリー内では、交通渋滞が発生しており、路線バスの運行に支障が出ている。本事業では、現地調査結果をもとに渋滞要因を抽出し、ソフト面、ハード面の双方から対策を検証し、より効率的、効果的な整備計画の策定を行います。	道路河川整備課	事業の推進	・詳細設計を行い、整備計画を策定	基本設計で取りまとめた事項を基に、詳細設計を行った。	○	詳細設計を基に、整備工事を実施する。
79	公共交通利用促進啓発事業	市内の交通渋滞解消を図るため、市民や事業者等とともに公共交通の利用促進に向けた啓発を行います。	土木政策課	公共交通利用啓発活動の推進	・転入者や希望する団体へ「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・「バス！乗ってスタンプラリー」の開催 ・「交通すろく」の活用	・転入者や校区コミュニティ協議会等に「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・公共交通利用促進事業として、4月と10月の計2回「バス！のってスタンプラリー」を実施 ・モビリティ・マネジメントについて学習するため「ひらかた交通すろく」の体験実施	○	引き続き、「ひらかた交通タウンマップ」や「交通すろく」を広く周知するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、「バス！乗ってスタンプラリー」の開催を検討する。
80	公共交通環境整備事業	交通事業者とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策を推進します。また、誰もが安全で安心して移動できるよう枚方市バリアフリー基本構想等に基づき、事業を推進します。	土木政策課	公共交通環境整備事業の推進	・総合交通計画の推進 ・バリアフリー基本構想に基づく事業の推進	①枚方市総合交通計画における進行管理 ②御殿山駅周辺地区の交通バリアフリー事業を実施	○	引き続き、枚方市総合交通計画の進行管理を行うとともに、バリアフリー基本構想に基づき公共交通環境整備事業を推進する。
81	ノーマイカーデーの推進	毎月20日のノーマイカーデーを推進するため、普及・啓発活動を行います。	土木政策課	ノーマイカーデーの推進	広報掲載及びFM放送へ毎月情報を提供する等、啓発活動の実施	広報誌への啓発記事を6回掲載し、また毎月FMひらかたへ情報提供を実施。	○	引き続き、広報への掲載やFMひらかたで周知を図り、毎月20日のノーマイカーデーの推進を図る。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
82	エコ通勤普及促進事業	環境負荷の少ない交通手段として、バス等の公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進します。	環境政策室 (環境保全担当)	エコ通勤ウィークの設定	・エコ通勤の普及・啓発 ・エコ通勤ウィークの実施	・枚方市地球温暖化対策協議会会員に対して、エコ通勤に関するアンケートを行った結果、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む事業者が25社あった。 ・庁内で定期的にエコ通勤ウィーク取り組むことでマイカー通勤する者のうち、エコ通勤を実施した者は、6月が21.6%、12月が28%であった。	○	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、バス等の公共交通機関の利用は控え、自転車や徒歩での通勤手段を促進していく。
83	新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進	新設共同住宅へカーシェアリングを導入した場合、駐車場設置台数の規制緩和を検討します。	交通対策課	要綱等の改正内容の検討	・改正内容の検討	近隣他市におけるカーシェアリング導入に伴う駐車場台数規制緩和の状況を確認したが、導入実績なく、実態に応じた適正な規制緩和案策定に至らなかった。 なお、本件に対して開発事業者からの要望は特になかった。	○	開発事業者やカーシェアリング実施事業者への調査等を行い、引き続き規制緩和の必要性も含めて検討する
84	空き家・空き地対策推進事業	今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の適正管理及び活用を促進するため、老朽化し危険な状態になっている空家等に対する措置を行うとともに、空き家の活用を含めた対策計画に基づき、対策を進めます。	住宅まちづくり課	所有者への指導・啓発	①生活環境に悪影響を与える空き家等に対する指導等の措置 ②空き家・空き地の活用に向けた取り組み ③空家等対策計画に基づく対策の推進	①指導件数等31件(建築安全課)、空き家184件、空地102件(環境保全課) ②空き家活用にむけた支援として、補助制度の検討を行い、実施する方針が決定された。 ③昨年度より継続して、専門家と連携したセミナー・個別相談会を2回開催。納税通知書に啓発チラシを同封し情報提供を行った。	○	・新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、空き家に係る補助制度を早急に開始するとともに、セミナー・相談会等の内容を充実させ、引き続き啓発・情報提供を行っていく。
85	まち美化啓発事業	快適な生活環境を確保するため、「ポイ捨て等防止条例」「路上喫煙制限条例」の周知を図り、ポイ捨て・犬のふんの放置、路上喫煙による迷惑行為等の防止に向けた啓発に取り組み、市民の美化意識の向上を図ります。また、美化意識を育むため、小学校3、4年生を対象に社会科副読本を活用します。	環境保全課 教育指導課	啓発活動の実施	・ポイ捨てや路上喫煙等を制限する条例を周知する啓発看板の配布や、広報・ホームページの活用等による普及啓発。 ・副読本の配布。 ・まち美化推進重点地区、路上喫煙禁止区域での啓発	啓発看板の配付 ・犬のふんの放置禁止看板 354枚 ・ポイ捨て禁止看板 156枚 ・歩きタバコ禁止看板 36枚 ・ステッカー 7枚 ・FM 88回(内スポット 87回) ・広報 8回掲載 小学3、4年生を対象に社会科副読本を配布し、環境美化の学習に活用した。	○	引き続き、啓発活動を実施する。
86	環境美化推進事業	「天の川クリーン&ウォーク」の実施や、犬のふん問題に対する「イエローカード作戦」などを支援します。	環境政策室 (環境保全担当)	環境美化活動の実施	・ひらかたクリーンリバーの実施 ・イエローカード作戦の実施	・クリーンリバー船橋川9月8日 10月5日実施 ・天の川クリーン&ウォーク10月26日実施 ・クリーンリバー穂谷川 11月3日実施	○	河川清掃活動への支援を継続する。また、地域による犬のふん対策活動への支援を継続する。
87	歩きタバコ対策推進事業	路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨てを防止するため、「路上喫煙の制限に関する条例」の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行います。	環境政策室 (環境保全担当)	啓発活動の実施	・啓発看板等による啓発 ・広報誌やエフエムひらかた等を活用した啓発	市民からの要望により、啓発キャンペーンを実施(3回) ・路上喫煙禁止区域路面シールの張替え4枚 新規3枚 計7枚貼付け ・啓発看板の配付(歩きタバコ 36枚) ・広報に掲載 8回 FM枚方スポットCM 27	○	引き続き、啓発活動を実施する。
88	公共場所のアダプトプログラム事業	まちの環境美化を進めるため、市が管理する道路や公園・緑地等の公共場所において、美化活動に取り組む市民団体や企業に対して協定に基づく支援を行います。	環境政策室 (環境保全担当) みち・みどり室 道路河川管理課	新規団体の登録	・美化活動で使用する清掃用具の貸与やアダプトサインの看板の設置、花苗の提供、ごみの収集などの支援 ・参加団体の拡大に向けた情報発信	・花苗の提供の実施 ・新規 6団体の登録 ・枚方市アダプトプログラム 69団体登録 ・府アダプトプログラム 42団体登録 ・国VSP 3団体登録 ・公園・緑地等アダプトプログラム 172団体登録	○	引き続き支援に努める。
89	不法投棄防止対策事業	廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行います。	環境指導課	パトロールの実施	パトロールの実施	監視カメラの設置 パトロールの実施(直営・委託)	○	引き続き、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行うことで、不法投棄等不適正処理の防止を図る。
90	道路アダプト事業	枚方市アダプトプログラムに合意した参加団体のうち、道路の環境美化を実施している団体に花苗などを提供し、環境美化活動等を推進します。	道路河川管理課	・団体数15団体	環境美化活動の充実	団体数 17 18 団体	○	環境美化活動の充実
91	公園アダプト制度推進事業	地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地のアダプト制度を推進します。	みち・みどり室	・団体数170団体 ・公園数228か所	公園アダプトプログラムの充実	・団体数172団体 ・公園数247か所	○	団体の高齢化による活動の維持が課題ではあるが、新規団体の加入により現状維持している。PRの工夫等が必要
92	不法屋外広告物対策事業	公共の場所への不法屋外広告物をなくし、まちの美化を図ります。	環境政策室 (環境保全担当)	巡回パトロール回数200回(市並びに推進団体)	不法屋外広告物の撤去・啓発活動の実施	市職員による簡易除却 4回 推進団体によるパトロール(月1回 17団体 204回実施)	○	引き続き、啓発活動を実施する。 職員及び推進団体によるパトロールを実施する。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
93	良好なまちなみ形成事業	地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成を目指します。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。	住宅まちづくり課	・景観形成の推進 ・歴史的景観の保全件数2件	①景観法に基づく指導・誘導、景観アドバイザー制度の周知・活用 ②屋外広告物条例の周知・啓発 ③住宅の修景助成	①景観アドバイザー会議の活用5件 ②京阪枚方市駅周辺における周知・啓発活動 ③修景助成件数3件	○	・景観アドバイザー制度の活用時期を含めた周知方法の検討 ・新たな地域での屋外広告物条例の周知・啓発
94	特別史跡百済寺跡再整備事業	市内の貴重な歴史文化遺産を活用し、まちへの愛着を育むため、整備後50年以上が経過している「特別史跡百済寺跡」について、抜本的な遺構保存工事と合わせ、憩いの場となる史跡公園としての再整備を進めます。	文化財課	・再整備工事	・堂塔院内・回廊東西半分の土系舗装及び南門礎石レプリカの設置、張芝	・堂塔院内・回廊東西半分の土系舗装及び張芝を行うとともに、南門に礎石レプリカを設置した。	○	・事業完了に向け、効率的かつ適正なスケジュール管理に取り組む。
95	楠葉台場跡保存事業	市内の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、市民の郷土愛を醸成するため、日本で唯一残る河川台場である「楠葉台場跡」について、史跡の適切な保存と活用に取り組めます。	文化財課	・史跡指定地の適正管理	・除草、灌水、清掃の実施	・除草、灌水、清掃を適正に実施した。	○	・史跡の保存と活用を計画的に行う。
96	菊人形支援事業	菊人形に関する文化の振興を図るため、菊人形文化を発信する「ひらかた市民菊人形の会」の活動の支援を行います。	観光交流課	市民菊人形PR展示実施回数 6回	・「ひらかた菊フェスティバル」期間中の菊人形の展示など、年間を通じて枚方にゆかりのある人形を展示します。	「ひらかた菊フェスティバル」期間中の菊人形の展示以外にも、枚方市駅2階中央コンコースにて3月中旬～4月中旬まで市の花「桜」にちなんだ人形、6月中旬～8月上旬までは七夕にちなんだ人形を展示した。市民菊人形PR展示実施回数は7回実施。	○	引き続き、補助金の交付などで枚方市民菊人形の会の運営を支援していく。
97	菊フェスティバル開催事業	菊人形に関する文化の振興を図るため、菊人形文化を発信する「ひらかた市民菊人形の会」の活動の支援を行います。	観光交流課	・菊フェスティバルの開催 ・菊フェスティバル観客者数30,000人	秋に市役所周辺や枚方宿地区で開催	ポスターとチラシを制作し、市関係施設などで掲示、配架し、「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」のPRに努めた。観客数40,000人。	○	引き続き、「ひらかた菊フェスティバル関連イベント」のPRに努める。
98	淀川舟運推進事業	枚方船着場～八軒浜船着場間往復を、定期的に運航しています。舟運の乗船客数を把握し、舟運を通して淀川の自然に親しむ人数を調査します。	観光交流課	淀川舟運推進事業参加者数2,000人	・毎月の定期運航 ・春と秋の期間限定運航	参加者数 2,749人	○	引き続き、広く発信し、淀川舟運の認知度向上を図る。
99	4R啓発事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、キャンペーン活動等による、4Rの普及・啓発を行います。	減量業務室	市内各所でのキャンペーン回数 36回	・マイボトル・マイバッグの持参や生ごみの水切り、食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動(「食べのこサンデー」運動等)の実施	市内各所にて38回の活動実績	○	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事業の実施を検討する。
100	環境教育・環境学習事業	地域や小学校等による4R教育を推進します。	減量業務室	環境教育、環境学習実施人数 9,000人	・環境教育、環境学習の推進	実施人数:9,067人	○	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事業の実施を検討する。
101	ごみ減量講演会開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催します。	減量業務室	ごみ講演会の開催回数1回	ごみ減量講演会の開催	和2年2月20日(金)開催中止 新型コロナウイルス感染拡大防止の為	-	令和3年2月開催予定
102	ごみ減量フェア開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量フェアを開催します。	減量業務室	ごみ減量フェアの開催回数1回	ごみ減量フェアの開催	令和元年11月3日(日)開催	○	令和2年11月開催予定
103	環境ポスターコンテスト事業	ごみ減量化・リサイクルなどについてのポスターを募集し、表彰・展示します。	減量業務室	ポスターコンテストの開催	ポスターの募集	応募数16校967点	○	令和2年4月～8月実施予定

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
104	穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業	穂谷川清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	穂谷川清掃工場	施設見学者数300人	施設見学の実施	施設見学者数 582名	○	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえながら、施設見学の実施の検討を行うとともに、ホームページ等による環境啓発の推進する。
105	東部清掃工場見学等環境啓発事業	東部清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	東部清掃工場	施設見学者数4,120人	施設見学の実施	・施設見学者数 3,609人	×	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対応するため、市内全小学校へ施設紹介のDVDの配布や、ホームページ等を活用し、環境啓発を推進する。
106	生ごみ堆肥化事業	生ごみ堆肥化促進容器(コンポスト容器)と有用微生物群(EM)容器により、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量を行います。	減量業務室	・コンポスト容器貸与 ・EMモニター 新規50世帯	・コンポスト容器の貸与 ・EMモニターの実施	コンポストモニター13世帯 EMモニター14世帯	×	モニター希望者の講習会参加への利便性を考慮して、土日に開催するなどモニター増加に向けた取り組みを実施予定。
107	ごみ減量対策事業	廃棄物減量等推進員制度を推進することにより、市民のごみ減量意識の高揚を図ります。	減量業務室	廃棄物減量等推進員数45校区520人	廃棄物減量等推進員の委嘱	廃棄物減量等推進員45校区591人 (令和元年7月11日現在委嘱数)	○	令和2年7月に廃棄物減量等推進員総会を開催し、校区コミュニティからの推薦者に委嘱する予定。
108	ごみ資源化事業	ごみの焼却量削減や資源の有効活用を図るため、ペットボトル・プラスチック製容器包装や空き缶、小型家電等のごみの資源化を推進します。また、市民ボランティアのリサイクル活動を支援します。	減量業務室 穂谷川清掃工場 東部清掃工場	・広報ひらかた及びホームページでの市民周知の推進 ・リサイクル活動及び啓発活動の推進	・ペットボトル・プラスチック製容器包装、紙類や空き缶、びん・ガラス類の資源化の推進 ・小型家電リサイクルの推進 ・市民ボランティアのリサイクル活動の拠点「ひらかた夢工房」の活用・支援	「ひらかた夢工房」関係イベント23回204人 空き缶、びん、ガラス類処理実績: 3177.38t 小型家電処理実績 133.10t(穂谷川清掃工場分) 62,850kg(東部清掃工場分)	○	小型家電リサイクルの推進を継続実施
109	リサイクル可能な紙類の分別収集	地域の集団回収に加え、市が主体となってリサイクル可能な紙類(新聞紙、ダンボール、雑誌、雑がみ)の分別収集を行います。	減量業務室	分別収集の実施	6月から分別収集を実施し、清掃工場に古紙回収ボックスを設置する。	リサイクル可能な紙類(新聞紙、ダンボール、雑誌、雑がみ)の行政分別回収実績 新聞紙・・・108,700kg 段ボール・・・217,230kg 雑誌・・・157,990kg (令和元年6月～令和2年3月)	○	引き続き、一般ごみに含まれるリサイクル可能な古紙の分別排出に向けた周知啓発を行う。
110	再生資源集団回収報償金制度運用事業	地域の古紙、古布等の集団回収団体に対して報償金を交付し、ごみ処理費用の軽減やごみ問題に対する意識の向上を図ります。	減量業務室	新規団体の登録	再生資源集団回収報償金制度の実施	新規登録6団体	○	登録団体の増加へ向けて取り組む
111	家庭系ごみ有料化の検討	ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、経済的な動機付けを活用したごみ処理手数料の見直しを検討します。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	家庭系ごみ有料化の検討	経済的動機付けの活用によるごみ減量とごみ処理費用負担の在り方の検討	東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議で他市との意見交換等の情報収集を行うなど、検討を進めた。	○	有料化の必要性については今後も精査していく。
112	循環型社会形成推進事業	「北河内4市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画」を推進します。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	地域計画の推進	地域計画の推進	計画構成市と連携し、事業を推進するとともに、枚方・寝屋川・四條畷・交野・京田辺地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年度から6年度)を策定	○	引き続き、計画構成市と連携し、事業を推進する。
113	新ごみ処理施設整備事業	京田辺市と連携を図りながら枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。	環境政策室 (廃棄物施策担当)	整備事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市との連携による事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を推進	○	引き続き、枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を進める。
114	資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業	資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図ります。	減量業務室	制度の周知、啓発 巡回パトロールの実施	・制度の周知、啓発 ・巡回パトロールの実施	巡回パトロール555回	○	継続実施
115	古紙回収事業	第2、第4木曜日を基本として、月に2回庁舎の古紙を回収します。	総務管理室	庁舎での古紙回収の推進	庁舎での古紙回収の推進	平成31年度では、約79.2tの古紙を回収した。	○	今後も、第2、第4木曜日を基本とした月2回の定期実施を行う

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
116	廃棄文書のトイレットペーパー化事業	保存年限を経過した廃棄文書は、分別等ののち古紙再生処理業者に搬送し、溶解し、トイレットペーパー等に再生利用します。	コンプライアンス推進課	廃棄文書のリサイクル	廃棄文書のリサイクル	保存期間を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に4回に分けて、搬送、処理した。	○	廃棄文書を円滑に処理し、かつ、環境負荷を低減するため、今後とも、引き続き、古紙再生処理業者への搬入、処理を推進していく。
117	廃油リサイクル事業	各学校給食調理場から排出される廃油のリサイクルを行います。	おいしい給食課	廃油のリサイクル	廃油のリサイクル	令和元年度は第一学校給食共同調理場で約6131.3kg 第三学校給食共同調理場で8616.5kg 単独調理場を含めると合計約35330kgの廃油をリサイクル業者に引き渡した。	○	調理に使用した油を、共同・親子調理場の廃油はバイオディーゼル燃料用に(令和2年度より開始) 単独調理場の廃油は、引き続き食器等の洗浄に使用する液体純石鹼の原料としてリサイクルする事業を推進する。
118	図書リサイクル事業	図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与、売払い(古書・古紙)等を行い、再利用を図ります。	中央図書館	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	除籍図書等リサイクル 26,829冊	○	引き続き、図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与するとともに、「子どもに本を届ける事業」において、活用するよう取り組んでいく。
119	事業系ごみ減量指導事業	多量排出事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の作成・提出を求めるなど、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化の指導を行います。	環境政策室(廃棄物施策担当)	事業者へのごみ減量指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 立入指導 一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 立入指導 一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底 	○	引き続き、事業者へのごみ減量指導を実施することで、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化を図る。
120	剪定枝のチップ化事業	剪定枝をチップ化します。	みち・みどり室	剪定枝のチップ化	剪定枝のチップ化	・剪定枝のチップ化委託を実施。	○	継続
121	剪定枝のチップ化事業	剪定枝をチップ化します。	令和元年度終了	剪定枝のチップ化	剪定枝のチップ化	・施設内の剪定枝のチップ化を行った。(参考:12m3)	○	令和元年度で終了
122	産業廃棄物適正処理推進事業	産業廃棄物の適正な処理のため、排出事業者や産業廃棄物処理業者に届出、立入指導等を行います。	環境指導課	事業者への立入指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 立入指導 	<ul style="list-style-type: none"> 各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 立入指導 	○	引き続き、事業者への立入指導等を実施することで、産業廃棄物の不適正処理の防止を図る。
123	穂谷川清掃工場運営管理事業	穂谷川清掃工場において、環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した廃棄物発電を行います。	穂谷川清掃工場	自主管理基準値の順守	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質の排出抑制 廃熱利用に係る発電 	<ul style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類 0.16ng-TEQ/m3N ②一酸化炭素濃度 20ppm ③窒素酸化物濃度 64ppm ④焼却灰の熱灼減量 5.5% ⑤臭気苦情件数0件 ⑥廃熱を発電に利用した。 発電電力量(実績):8,982,620kWh 	○	<ul style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類 0.8ng-TEQ/m3N ②一酸化炭素濃度 100ppm以下 ③窒素酸化物濃度 120ppm以下 ④焼却灰の熱灼減量 8%以下 ⑤臭気苦情件数0件 ⑥廃熱を発電に利用する。
124	東部清掃工場運営管理事業	東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を抑えるとともに、廃熱を利用した発電を行います。 また、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画を見直し、長寿命化工事及び灰溶融炉の停止に向けた改造工事の内容等の精査を行う。	東部清掃工場	自主管理基準値の順守	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質の排出抑制 廃熱利用に係る発電 精密機能検査及び東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画の見直し 長寿命化工事及び灰溶融炉の停止に伴う設備改造工事の内容等の精査 	<ul style="list-style-type: none"> 自主管理基準値を順守しました。 25,974,700kWhの発電を行いました。 長寿命化総合計画の改定版を策定しました。 	○	引き続き、自主管理基準の順守に努めていく。長寿命化総合計画の改定に基づき灰溶融炉の停止及び基幹的設備改良工事を進めていく。

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性																					
125	公共下水道(汚水)整備事業	快適な生活環境を支え、水質汚濁を防止するため、公共下水道(汚水)の整備・改良を進める。	上下水道計画課	公共下水道整備人口普及率97.1%	①住居系地域の汚水整備を中部及び東部地域を中心に推進 ②整備の未承諾地区や整備困難地区の解消 ③事業所系地域の枚方東部企業団地の汚	公共下水道整備人口普及率97.3%	○	未承諾地区や整備困難地区の解消																					
126	事業者への公害防止の指導(水質)	工場及び事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出81件について審査を行い、107件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な水環境の保全を推進する。																					
127	水質の環境監視	河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率(BOD)100%	・市内河川及び地下水の水質の監視 ・情報提供	・河川水質の汚濁状況を把握するため、市内河川の10地点で水質調査を実施。 ・結果(速報値)をホームページで公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 100%	○	環境基準点3地点(船橋川、穂谷川、天野川)全てで環境基準を達成。今後も継続して市内河川水質を監視し、現状把握に努める。																					
128	公害防止啓発事業	河川水質等の水環境に関する啓発を行うため、学習会を開催します。	環境指導課	学習会等の開催回数7回	水環境啓発学習会等の開催	・学習会、イベント(パネル展示等)開催12回 ・FMひらかた啓発放送 ・啓発チラシの配布	○	引き続き関係課と協力し、生活排水処理施設の利用の推進及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に取り組む。																					
129	生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置・し尿のくみ取り家屋に対し訪問等により早期水洗化のため啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	淀川衛生事業所	啓発活動の実施	啓発活動の実施	平成31年3月(上半期分)及び令和元年10月(下半期分)に啓発活動を実施した。	○	令和2年度においても収集世帯に対して、下水道接続に向けて啓発活動を行う。																					
130	生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置・し尿のくみ取り家屋に対し訪問等により早期水洗化のため啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	下水道管理課	啓発活動の実施	啓発活動の実施	水洗化改造義務期限の3年を超過した未水洗家屋(約4,200戸)の所有者に対して、平成30年度より5か年計画で水洗化に係る指導勧告(戸別訪問による実態調査のうえ水洗化指導、2度の勧告文の送付)を進めてきた。令和元年度は1,084戸(目標戸数 900戸)の未水洗家屋の指導・勧告を行い、その結果、平成30年度の実態調査区域を含め、総数284戸の家屋が水洗化された。	○	引き続き、未水洗家屋の所有者に対して、5か年計画で水洗化改造工事を実施されるよう指導・勧告を進めていく。																					
131	淀川衛生事業所運営管理事業	淀川衛生事業所から放流する水質の適正管理を行います。	淀川衛生事業所	放流水質の適正管理	放流水の水質測定	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PH</td> <td>5.0~9.0</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>②BOD(mg/l)</td> <td>600以下</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>③COD(mg/l)</td> <td>-</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>④SS(mg/l)</td> <td>600以下</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>⑤全リン(mg/l)</td> <td>32以下</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>⑥全窒素(mg/l)</td> <td>240以下</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>		基準値	平均値	①PH	5.0~9.0	7.1	②BOD(mg/l)	600以下	240	③COD(mg/l)	-	190	④SS(mg/l)	600以下	340	⑤全リン(mg/l)	32以下	6.1	⑥全窒素(mg/l)	240以下	45	○	令和2年度においても基準値を準守した排水水質の管理を実施します。
	基準値	平均値																											
①PH	5.0~9.0	7.1																											
②BOD(mg/l)	600以下	240																											
③COD(mg/l)	-	190																											
④SS(mg/l)	600以下	340																											
⑤全リン(mg/l)	32以下	6.1																											
⑥全窒素(mg/l)	240以下	45																											
132	浄化槽法に基づく事務	浄化槽の適正管理のため、設置届出の受理を行うとともに、定期点検を受検するよう周知・啓発する。また、浄化槽保守点検業者の登録制度を設け、要件を満たしていれば登録証を交付します。	保健衛生課	・届出受理、助言、勧告の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録の手続き	・届出受理、助言、勧告の実施 ・設置後の定期点検等の結果の受理、未受検施設に対する指導の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録制度の運用	浄化槽設置26件、廃止213件、変更その他18件受理。浄化槽法定検査560件受理。浄化槽不適施設指導27施設実施。浄化槽保守点検業者の登録申請6件、変更等10件	○	法律等に基づき、浄化槽の維持管理の指導を実施し、必要に応じて助言・指導等を実施していく。																					
133	老朽ため池改修事業	尊延寺地区の重要な水源施設である武生田池は、経年変化により決壊の恐れがあり、さらに用水管理に支障をきたしているため、早急に整備を行います。	農業振興課	老朽ため池改修	老朽ため池改修の実施設計	老朽ため池改修の実施設計	○	令和2年度からは、老朽ため池改修事業(工事)の実施																					
134	雨水利用の促進	公共施設に雨水タンクを設置し、打ち水・散水等に有効に利用します。	環境政策室(環境保全担当)	雨水タンクの有効利用	雨水タンクの有効利用	雨水タンクの有効利用	○	今後も打ち水等に利用していく。																					
135	保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進	道路を整備する際、雨水排水の流出抑制及び暑気対策のため、保水性・透水性材を使用します。	道路河川整備課	保水性及び透水性舗装による整備の実施	保水性及び透水性舗装の実施	・歩道において、透水性舗装を実施した。	○	保水性及び透水性舗装の促進に努める。																					
136	事業者への公害防止の指導(大気)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出62件について審査を行い、15件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な大気環境の保全を推進する。																					

No.	事業名	事業概要	担当課(R2年度)	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
137	大気環境監視	継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	・環境基準達成率100% ・光化学スモッグによる被害者0人	・大気質の監視 ・情報提供 ・発令時の対応についての周知徹底	・一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局2局、第二京阪道路環境監視局2局で24時間連続測定した大気汚染物質測定結果(速報値)を、ホームページで結果を公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 89.3%	△	H30年度に引き続き光化学オキシダントが環境基準を超過したが、PM2.5は基準を満足するなど、大気環境は長期的には改善傾向にある。今後も継続して国や大阪府の動向を注視するとともに、市内大気環境を監視し、現状把握に努める。
138	アイドリングストップ啓発事業	自動車駐車場の設置者に対して、利用者へのアイドリングストップに関する周知を徹底するように指導する。	環境指導課	自動車駐車場設置者への指導率 100%	啓発の実施	事業系駐車場設置者への指導率100%	○	事業系駐車場設置者に対して、今後も継続してアイドリングストップについて啓発を行う。
139	公用車における低公害車等の導入	公用車全般について「低公害車等導入指針」に基づき低公害車等を導入します。	環境政策室(環境保全担当)	低公害車等の導入率100%	低公害車等の導入	指針に基づく低公害車等を17台導入した。(導入率:100%)	○	今後も公用車においては、低公害車を導入する。
140	事業者への公害防止の指導(騒音・振動)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出162件について審査を行い、13件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、騒音・振動についての環境の保全を推進していく。
141	騒音環境監視	環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	・一般地域における環境基準達成率100% ・道路に面する地域における環境基準達成100%	・騒音の監視 ・情報提供 ・調査結果を踏まえ、改善に向けた検討を行う。	道路に面する地域で8地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 97.9%	△	一般地域は全ての地点で環境基準を達成しており、道路に面するほとんどの地域は達成している一方で、交通量の多い地域の一部で基準を超過している。今後も継続して市内の環境監視を行い、現状把握に努める。
142	事業者への公害防止の指導(土壌汚染・地盤沈下)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出47件について審査を行い、立入指導45件実施。	○	土壌汚染対策法に基づく届出関係の審査を通じ、土壌汚染防止の取組みを継続する。枚方市公害防止条例に基づき、揚水施設の採取量や地下水位の測定、報告を求める。
143	地盤沈下の環境監視	地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	年間で2cm以上沈下した地域を0%	・地盤沈下の監視 ・情報提供 ・水準測量(3年に1回)	・H30年度に市内42地点の一級水準点の測量を行ったところ、目標をすべて達成していた。(次回測量はR3年度予定) ・公共施設において地下水位を測定し、地盤情報の収集に努めている。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	今後も継続して市内の地盤環境の監視を行い現状把握に努める。
144	事業者への公害防止の指導(化学物質)	工場・事業場に対し、有害物質の使用状況調査を実施するとともに、立入検査等、様々な機会を通じて、適正管理・使用について指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・使用状況調査の実施 ・適正管理及び使用の指導	・事業者による化学物質の適正処理・使用が行われるよう、PRTR法や府条例に基づく届出審査及び指導を行った。	○	工場に対して化学物質の適正な管理を指導し、良好な生活環境を継続して確保する。
145	有害物質等の環境監視	有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度の監視を実施します。	環境指導課	環境基準達成率(有害大気)100%	・有害大気汚染物質調査 ・ダイオキシン類調査 ・アスベスト濃度調査	・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト濃度調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率 100%	○	今後も市内の有害物質の環境の把握のため、継続して監視を行う。

「○」: 目標を達成した項目

「△」: 目標は達成できなかったが、前年度より目標達成に近づいた項目、または、2つ以上指標がある場合、1つでも目標を達成した項目、または、数値目標の90%を達成した項目

「×」: 目標を達成できず、前年度より目標達成に近づかなかった項目

「-」: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を実施しなかった項目

○	134
△	6
×	4
-	1

※令和元年度は、145事業のうち、134事業で目標を達成しましたが、10事業で目標を達成することができませんでした。

また、1事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、事業の実施を見送りました。

※全体で145事業